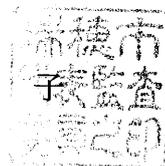


瑞穂市監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成26年2月26日

瑞穂市代表監査委員 井上 和



瑞穂市監査委員 若園 五



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
随時監査 (芝生化事業) H25. 4. 19～ H25. 5. 16	教育総務課	結果	(1) 芝刈り委託料について 平成25年度の保育所費予算に芝刈り作業委託が計上されている。当事業はボランティアによる維持管理が大前提であるため、芝刈り作業委託料の予算は執行すべきではない。	措置済	ボランティアによる維持管理が行えるよう園より市民へ依頼しました。芝刈り作業は委託にて執行しません。	教育総務課
		結果	(2) 芝生の更新作業について 芝生化したグラウンドの土壌の硬度やpH値はまったく測定されていないので、定期的にチェックするとともに、施肥や灌水に問題はないか検証し、工事を要する更新作業のサイクルを少しでも長くして経費を削減するように改善を図るべきである。	措置済	更新作業を少しでも長く計画し経費削減に努めます。	教育総務課
		結果	契約については、指名競争入札を行っているが、建設工事入札参加資格者名簿に登載されていない業者が指名されているので、選定が適正とは判断し難い。よく検討するべきである。	措置済	今後、業者選定について適正な執行を行うよう課内で協議をしました。	教育総務課
		意見	(3) 設計・工事について これまでの造成に伴う工事は、すべて増額の変更契約がされている。変更理由には同じ内容のものが、過去の失敗が生かされていないので、綿密に現場を調査して設計書を作成されたい。	措置済	今後、過去の設計等を参考にし当初にわかる内容について変更契約がないよう業務を執行するよう課内で協議をしました。	教育総務課
			また、過密なスケジュールが工事の契約変更を招いているとも考えるので、余裕を持った計画をされたい。	措置済	今後、余裕を持った計画を建て業務を行うよう課内で協議しました。	教育総務課
		意見	(4) 今後について 校庭(園庭)の芝生化とはどうあるべきか、今一度考え直し、水道水と井戸水でのコストや維持管理費をはじめとして、最少の経費で最大の効果が得られるよう、推進していただきたい。	措置済	今後、過去の事例を踏まえ最小の経費で最大の効果が得られるよう計画します。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
<p>体育協会に対する結果</p>						
<p>財政援助 団体監査 (体育協会) H25. 5. 8～ H25. 6. 6</p>	<p>体育協会 生涯学習課</p>	<p>結果</p>	<p>(1) 賃金について 賃金の支払いが、事務局長への支払いであるとするならば、瑞穂市体育協会規約第26条第3項に違反する。アルバイトに関しては規約に規定がないので、規約を改正して支払対象を明確にするべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>事務局長と事務職員の立場を明確にし規約改正するとともに、事務給与規定を作成し適正な運営を進めていきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
			<p>また、賃金は時給800円で計算されているが、その根拠は不明である。賞与についても根拠は不明であり、いずれもその都度源泉徴収されていない。賃金規定等を備えて支給基準を明確にするるとともに、適正な処理をするべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>事務職員の賃金については、瑞穂市の非常勤職員を基に、給与規程を作成し支払基準を明確にするるとともに毎月源泉徴収を行うなど適正な事務処理を進めていきます。</p>	<p>生涯学習課</p>
		<p>結果</p>	<p>(2) 旅費・費用弁償について 理事会議出席旅費については、内規で定められているが、金額が妥当とは判断しきれない。その他については根拠がないので判断ができない。規定等で基準を定めるべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>旅費・費用弁償については、瑞穂市一般職の職員の旅費規程を基に規約を改正します。</p>	<p>生涯学習課</p>
			<p>意見</p>	<p>また、理事の中には市内小中学校の先生がおり、理事会には所属する学校長の許可を得て出席している。公務として出席しているのであるから、体育協会からは旅費を支給しないのが本来であると考えられるため、一度検討されたい。</p>	<p>措置済</p>	<p>市内小中学校の職員の旅費については、県費で対応する予定です。</p>
		<p>結果</p>	<p>(3) 管理費について 平成24年度の管理費の支出額は120,000円で、事務局職員に月額1万円で12回支払われていた。支払いの根拠を明確にして、適正な会計処理をすべきである。 また、管理費が生涯学習課からの管理委託に伴うものであるならば、委託契約等を交わして内容を明確にし、管理に伴う収入を得て処理すべきである。 さらに、糸貫川運動公園管理棟に体育協会事務局を置いているのは、管理及び運営の一部を委託されていることによるものでなければ、要綱の規定からすると使用できないので検討すべきである。</p>	<p>措置済</p>	<p>管理については、「瑞穂市糸貫川運動公園管理棟の管理及び運営に関する要綱」に基づき、平成26年度体育協会と委託管理契約を交わし、契約金の範囲内において人件費として支出し適正な源泉徴収を行うよう指導をしました。</p>	<p>生涯学習課</p>

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
財政援助 団体監査 (体育協会) H25. 5. 8～ H25. 6. 6	体育協会 生涯学習課	結果	(4) 会議費について 平成24年度の会議費について帳簿を確認したところ、体育協会懇談会の領収書(飲食店のもの)が添付されていた。懇談会の内容からすると、会議費の科目で支出することは適正ではない。また、体育協会の行事でありながら、スポーツ少年団の参加者分を分け、スポーツ少年団予算で執行していることは適正とは言えないため、適正に処理すべきである。	措置済	「補助金等の交付に関する指針」に基づき飲食費、懇親会費等は団体から支出する事なく、自己負担とし適正な運営を進めていきます。	生涯学習課
			また、企画財政課が策定した「補助金等の交付に関する指針」によれば、飲食費、懇親会費は補助対象外経費であるので、今後は自主財源で賄うべきである。	措置済	指針に基づき指導を行い、今後は自主財源で賄います。	生涯学習課
		結果	(5) 環境整備費について 環境整備費は、花壇整備の経費であるとの説明を受けた。しかし、そもそも体育協会が所有する花壇など存在しないはずであり、適正な支出とは判断しかねる。科目の必要性そのものを見直すべきである。	措置済	花壇も含め、管理については、「瑞穂市糸貫川運動公園管理棟の管理及び運営に関する要綱」に基づき、来年度体育協会と委託管理契約を交わし、管理を委託します。	生涯学習課
		結果	(6) 繰入金について スポーツ少年団の繰越金の返還額が、体育協会の繰入金となっている。年度当初から返還を前提として予算計上することは適正ではなく、歳入として見込むべきではない。	措置済	指導済です。	生涯学習課
			また、種目別競技団体や単位スポーツ少年団にも補助金の支払いがされているが、それぞれの団体からの繰越金返還は確認されていない。公平性に欠けるので同じ扱いをするべきである。	措置済	大会等の運営費として一部補助しているものであり、その都度事業の収支報告書をもっています。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
生涯学習課に対する結果						
財政援助 団体監査 (体育協会) H25. 5. 8～ H25. 6. 6	体育協会 生涯学習課	結果	(1) 補助金について すべての歳出科目が対象経費となっているが、「補助金等の交付に関する指針」で補助対象外経費とされているものが含まれているので、よく精査すべきである。	措置済	「補助金等の交付に関する指針」に基づき、補助対象経費を計上するよう指導済みです。	生涯学習課
		意見	補助金交付要綱については、平成23年度の包括外部監査で提言されている規定を検討されたい。	措置済	「補助金等の交付に関する指針」に基づき進めていきます。	生涯学習課
		結果	「補助金等の交付に関する指針」による見直し方針によれば、補助率の上限は原則50%に制限されることになる。50%を超える補助を続けていく場合は、体育協会が公益上特に必要な理由と、その効果を明確にすべきである。	措置済	体育協会は、自主運営によるスポーツ教室、スポーツ大会を実施するなど、市民スポーツの振興・推進を図っており、極めて公益性は高いと言えます。	生涯学習課
		結果	さらに、補助事業が本来市が主体となっていくべき行政の代替としての性質を有するものであるのなら委託事業に切り替えるべきである。	措置済	自主的に計画実施する事業も含め、瑞穂市のスポーツ振興・推進を担う団体として市と協力体制を取りながら今後も事業を進め、補助団体として継続をしていきます。	生涯学習課
		結果	(2) 記念事業積立金について 瑞穂市合併10周年記念大会の運営資金として、積み立てがされているが、積立金230万円の積立根拠と、その用途をしっかりと検証するべきである。	措置済	本10周年記念大会は、体育協会総会にて承認された事業であり、内容における支出等は適正であります。今後の記念大会等については、趣旨・規模・内容において事業計画を市に提出し、補助金対応とします。	生涯学習課
		意見	(3) 次年度事業費について 次年度事業費は、繰越金を発生しないようにしているにすぎない。次年度事業費の科目を設ける必要はなく、次年度繰越金として処理を行えばよいと考えられる。また、次年度の補助金が交付されるまでの必要資金を精査するべきである。場合によっては、次年度繰越金は不要かもしれないので、よく検討されたい。	措置済	次年度の事業費科目は繰越金として処理を行うよう指導済みであります。過去の実績から必要資金を精査し新年度の補助金が交付されるまでの運営資金を繰越金として処理していきます。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
財政援助 団体監査 (体育協会) H25. 5. 8～ H25. 6. 6	体育協会 生涯学習課	結果	(4) 再補助の取扱いについて 体育協会は再補助を行っている。「補助金等の交付に関する指針」では見直し方針が提示されているが、現状は体育協会からの報告書だけ受け取って処理しているにすぎない。しっかりとした調査、審査体制を早急に構築すべきである。	措置済	下部組織までの調査、審査を市が行うことは困難であります。今後は、「補助金等の交付に関する指針」に基づき体育協会が実施していけるよう指導をおこないます。	生涯学習課
		結果	(5) 用途不明金について 3百万を超える残高のある預金通帳が存在した。補助金団体がそのような資金を保有すること自体適正ではない。会計処理上は支出したことにして、補助金を別会計にしてプールしていると誤解を招きかねない。早急に解明して返還させるべきである。	措置済	当時の体育協会会長より補助事業外で使用できるようにと町を通して体協へ意思のある補助をしていただき、基金として現在まで保管していた。補助金の指針ができ、取り扱いが明確にされたことによる今後の運営方法を役員会及び理事会において説明し理解を求めました。速やかに返還をするよう事務局へ指導をおこないました。	生涯学習課
		結果	(6) 適正な運営について 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書で、「体育協会は概ね自主運営がなされている」との評価がされている。しかし、体育協会がそのような団体とは判断できないので、1日も早く自主運営できるように指導・助言を行うべきである。	措置済	瑞穂市総合計画の基本方針にあります地域に密着したスポーツ組織の育成において、瑞穂市体育協会と連携し各種活動を支援するとともにスポーツニーズへの対応を進めることにおいて補助をしています。それを進める各事業において、自主的に計画・実施しており、概ね自主運営していると考えています。どれだけ補助することではなく、いかに市民が充実した生涯スポーツ活動に参加できるようにするかが大切であると考えます。今後、規約変更を含め適正な執行及び事業の更なる精査をし、指導・助言を行っていきます。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
瑞穂市に対する結果						
財政援助 団体監査 (体育協会) H25. 5. 8～ H25. 6. 6	体育協会 生涯学習課	意見	(1) 団体への補助金について 瑞穂市補助金交付規則第15条の規定に基づく補助事業の執行状況の調査を行い、補助金に係る予算の執行の適正を期されたい。	改善進行中	補助金の執行については、「補助金等の交付に関する指針」等に基づき適正な運営が図られるよう各課と調整します。	企画財政課
		意見	(2) 「補助金等の交付に関する指針」について 指針では、公益上特に必要と認められるものを具体的に列記しているため、該当するのかわ確認されたい。その上で、見直し方針が掲げられているので、平成25年度の補助金について大至急見直しを行い、適正な補助金交付をされたい。	改善進行中	上記同様、指針等により確認するよう調整を図ります。 平成25年度の補助金の執行については、直ちに見直すよう各課へ通知します。	企画財政課
		結果	(3) 今後の記念事業等に対する資金について 「補助金等の交付に関する指針」では積立金は補助対象外経費であるため、今後、補助団体が積立を行った場合の資金の対応を検討しておくべきである。	改善進行中	原則として補助金の積み立ては認めていませんが、補助団体に積立金が認められた場合は、原資や使用目的を確認し対応を検討します。	企画財政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
定期監査 H25. 9. 6	秘書広報課	意見	1 財務について 国際交流費の予算に318,000円の流用がある。流用の理由は、市長の海外視察の職員随員費用である。平成25年度がまだ4分の1しか経過していない時点で流用したことになり、流用そのものはもちろん、流用可能だった当初予算の積算も適正とは判断し難い。流用元の事業自体の計画性に疑問を持たざるを得ない。	措置済	国際交流事業費の予算で、中国との交流にかかわる予算を計上していたが早い段階で支払い予定がなくなったことが判明したため「予算流用」をすることとしましたが、当初に予定のない予算外の事業であることからしても「予備費の充用」で対応すべきでした。今後は適正な事務執行に努めます。	秘書広報課
			「予算の流用」と「予備費の充用」、さらには「補正予算」のいずれで対応するかについて、今後はよく検討のうえ、事務執行されたい。	措置済	未計上の予算について、適正な事務執行に努めます。	秘書広報課
		意見	2 広報紙「広報みずほ」について ・委託契約について 毎月数案の企画を提案することになっているので確認をしたが、提案はなされておらず、仕様書通りの契約とは判断し難い。よって、検査は1回ごとに実施され、いずれも適正と認められて支出がなされているが、この仕様書からすると実施している検査項目等にも疑問を感じる。	措置済	業者から企画を提案されてはいましたが、秘書広報課での企画を優先していました。平成26年度の契約に向け、仕様書の内容を精査しました。	秘書広報課
			・ページ数の追加（増ページ）について 増ページ分の支出は、秘書広報課は委託料、総務課・商工農政課は需用費（印刷製本費）で行っており、矛盾している。	措置済	平成26年度の契約から、増ページ分については各課も委託料で支出する予定です。	秘書広報課
			また、増ページ分は、「請書」を作成しているが、記載事項の誤りや収入印紙の不備が見受けられた。	措置済	増ページ分の「請書」については、記載事項を改め収入印紙を貼付し、対応しました。	秘書広報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
定期監査 H25. 9. 6	秘書広報課	意見	過去の増ページ数から見ても、標準を20ページとする契約の妥当性について、現状からは疑問がある反面、掲載する記事が全戸配布の挟み込みなどと情報が重複しているものも見受けられるため、うまく企画編集されれば20ページでも十分と考える。	措置済	基本ページ数を20ページとし、記事内容の確認を行い、増ページは必要最小限となるようにします。	秘書広報課
			また、契約金額の内訳からすると増ページ分の単価が割高ではないかと思われる。	措置済	平成26年度の契約に向け、仕様書には増ページ分のみ単価を明記するとしました。	秘書広報課
			・担当者の役割 広報紙制作における担当職員の主な事務を確認したところ、企画、取材、原稿作成、記事校正で、契約内容と重複する部分がある。その区別については、明確な返答はなく、場合によっては委託料に含まれている事務を職員が行っていることも考えられる。	措置済	平成26年度の契約に向け、契約内容及び業者と職員の事務内容を精査します。	秘書広報課
		意見	3 スリランカ民主社会主義共和国出張について 市長の海外出張については、平成23年度に住民監査請求があり、公務と判断できる場合には事前の周到な準備と視察後の十分な報告をしていただき、公務に係る経費については公費で負担するよう検討願いたいと意見を付しているため、市民に誤解を招かないよう細心の注意をいただきたい。	措置済	今後公務出張の際は、事前の周到な計画準備と視察後の報告等の事務処理を慎重かつ適切に行います。	秘書広報課
		意見	4 ピースメッセンジャー事業について 一時的に派遣団長不在となっていた。派遣団長及び随行者のあり方については、昨年度の随時監査（平成25年2月13日瑞穂監第50号）で指摘しているところであるため、次回は改善していただきたい。	措置済	事業実施を決定した後、長崎で開催される原水爆禁止世界大会への強い出席依頼があり出席することとなったが、今後は派遣団長としての危機管理を持ち、不在にならないよう事前調整を徹底します。	秘書広報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
定期監査 H25. 10. 10	西小学校 学校教育課 教育総務課	意見	1 備品について 1 台22,500 円のジグザグミシンが備品として購入されていた。「特定備品」と判断して備品登録を行ったものと解するが、特定備品は備品一覧表で表示されており、その中にミシンはない。備品を主管する管財情報課と連携を取り、更なる明確な基準を設けられ、適正な管理に努められたい。	措置済	今後、管財情報課と連携をとり適正な管理に努めることを課内で協議しました。	教育総務課
				措置済	再度 備品マニュアルを通じて周知していきます。なお、契約締結時で金額が基準以下になる場合でも、予算見積もり時、更に、入札や見積り提出時の仕様が備品として設計積算されていれば備品として取扱います。備品マニュアルは原則ととらえ上記のような取扱いもあります。	管財情報課
			裁断機について現地確認を行ったところ、備品シールの貼付がなかった。学校側の説明では、シールは教育委員会からまとめて送られてくるため半年後になるとのことであった。平成22年度の包括外部監査で指摘されている事項なので、遺漏のないよう処理していただきたい。	措置済	今後、遺漏のないよう処理するよう課内で協議しました。	教育総務課
		意見	2 理科準備室薬品について 薬品戸棚は施錠されていなかったもので、使用时以外は施錠すべきである。	措置済	施錠するように改めました。	学校教育課
			また、戸棚で保管されている薬品はビンのまま並べて収納されていたので、薬品整理箱で収納するなどして転倒・転落防止を図っていただきたい。	改善進行中	薬品整理箱で収納し、転倒・転落防止をするよう手配中です。	学校教育課
			さらに、準備室内には暗室も整備されているので、そちらで保管した方が良い薬品はないか、個々の薬品の特性を踏まえた保管を検討されたい。	不(未)措置	暗室に保管した方が良い薬品については、該当がありませんでした。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
定期監査 H25. 10. 10	西小学校 学校教育課 教育総務課	意見	3 学校図書について 現在、図書は備品として教育委員会で一括購入しており、その管理は市の総合行政情報システムで行っているため、処分（廃棄）の際は新システムとの間で整合性を図られるとともに、各々のシステム運用の合理化に努めていただきたい。	措置済	平成25年度予算にて、図書システムを導入しています。今後は、各学校の図書システムにて図書の備品管理を行います。	教育総務課
		意見	4 プールシャワーバルブの取替修理（修繕料）について 約1年で原因も分からず破損した事実からすると、施工に問題があったとも考えられる。今後は、修繕に至った原因や修繕履歴を検証して再発防止に努めるとともに、業者に責任があると認められる場合は、瑕疵の修補や損害賠償を請求していただきたい。	措置済	今後、修繕については過去の修繕があるか確認をし業者に責任があるか確認するように改めた。また何回も同じ箇所を修理するようなことがないように幼稚園、小中学校に指導しました。	学校教育課
			なお、頻繁に修繕を要するようであれば、抜本的な改修も検討すべきである。今後の修繕については、来年度予定している大規模改修の計画を踏まえて、必要最小限に留めるよう努めていただきたい。	措置済	大規模改修は延期されましたが、修繕については大規模改修に合わせて必要最小限とします。	学校教育課 教育総務課
		意見	5 学校環境衛生基準について 飲料水の水質検査箇所は3箇所であると学校から説明を受けたが、検査箇所の選定理由については回答が得られなかった。 理由が分からないようでは必要な検査が省略されかねない。今後もマニュアルに基づいて検査を行うよう努めていただきたい。	改善進行中	養護教諭部会において、水質検査箇所の基準を統一するよう指示しています。	学校教育課
		意見	6 魅力ある学校づくり推進事業補助（補助金）について 現在、補助対象となっている経費の中には、学校管理費や教育振興費からの支出が妥当な経費もあるのではないかと考える。この事業は市内全小中学校で実施されているので、事業の合理化を考慮して補助金のあり方を検討されたい。	不(未)措置	補助金の内訳には消耗品・謝礼・借上料・印刷費等があります。検討を行いました。消耗品のみ一般予算化とするには不都合が生じるため不措置とします。なお、補助対象経費の物品と一般会計予算物品とは区別するよう改めて指導します。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
定期監査 H25. 10. 10	西小学校 学校教育課 教育総務課	意見	7 学校給食費について 給食費未納問題についての学校側の対応は協力的であり、今後の滞納整理への協力についても前向きな回答であった。保護者と近い距離にいる先生達の力を頼ることも時に必要となろうが、まずは教育委員会が一丸となって未納対策に取り組んでいただきたい。	改善進行中	8月23日学校給食督促発送 147件 9月12日督促状問合せ 31件 収入 51件 220,000円 児童手当からの天引き 6件 313,535円 9月17日給食費納付相談お知らせ 108件 納付相談 2件 12月各学校での保護者との三者懇談において給食費の未納について催促を行います。	教育総務課
					準要保護認定前の未納者について学校教育課において催促を行います。 1月支払督促申立17件 3月教育委員会総務課、給食センターで給食費未納者に電話催告を行います。	給食センター

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	回答担当課
定期監査 H25. 11. 12	医療保険課	意見	1 医療給付費について 特別会計は原則として独立採算制をとっていることから、医療給付費の抑制とともに、基幹的な財源である保険税収入が欠かせない。被保険者の内訳・構成からすると低所得者が多く、収入確保には困難が伴うことも予想されるが、安定した事業運営のため、医療給付費の増加率の抑制と適正に賦課した保険税の確実な収納に努められたい。	措置済	ご指摘いただいた意見は国民健康保険制度の本質的な課題であると認識しており、今後も継続して努力します。まずは平成26年度事業として後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に取り組むべく、関係各位に働きかけをしました。	医療保険課
		意見	2 福祉医療費助成事業について この助成事業を継続させるためには、適正受診を推進するための啓発文書配布等の対策に加え、現状を分析して、実状の公表・周知等の充実を図ることが重要と考える。今後とも市民の理解と協力を得られるよう努められたい。	措置済	平成26年度は、市民（特に受給者）の理解と協力を得られるよう広報誌への掲載をすることとしました。	医療保険課
		意見	3 特定健康診査について 特定健康診査は、被保険者の健康増進を図るとともに、それにより医療費の適正化につなげることが見込まれるため、受診率を向上させることは重要である。被保険者への情報提供と広報（啓発）・周知活動等に加えて受診しやすい体制を整備され、目標受診率を一年でも早く達成できるように鋭意努力いただきたい。	措置済	平成25年度は特定健康診査の受診券を郵送する時に、直近の健診結果を同封しました。これは、被保険者への情報提供と受診成果の向上を狙って実施した取り組みです。こうした目標受診率の早期達成に寄与すると見込まれる取り組みは、関係機関とも協議し、平成26年度も実施することとしました。	医療保険課
		意見	4 他課との連携について 特定健康診査・特定保健指導は各々の考え方はあるものの、連動していなければその効果は期待できないはずである。医療費の適正化さらには被保険者の健康増進を図る効果的な事業の実現という共通の目的の達成に向け、連携を強化されたい。	措置済	健康推進課長とも協議し、連携をいっそう強化することとしました。	医療保険課
			また、週の初めは窓口が混雑し、電話対応が十分できていないことが課題であると説明を受けた。一時的な人員不足であれば、職員の増員は難しいと思われる。行政サービスの低下に繋がらないよう、まずは所属する「市民部」として柔軟な対応ができないか検討されたい。	措置済	市民部内で検討しましたが、各課（市民課・税務課）とともに混雑日時は重複することが多く、また、どの窓口も専門性が要求されるため、相互協力には限界があると思われます。医療保険課職員には、窓口が混雑する時においても電話対応ができるよう窓口番号札をもっと活用するよう周知徹底を図りました。	医療保険課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成26年2月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H24. 10. 30	議会事務局	意見	② 旅行命令簿について 保管されている旅行命令簿は、旅費が支給されているものだけで、旅費が支給されない旅行命令簿はなかった。条例からすれば、旅行命令簿は旅費の支給の有無に関係なく必要であるので備え付けておくべきである。	措置済	平成25年11月から、旅行（出張）の際は、旅費の支給の有無にかかわらず、各旅行者（個人）ごとにその都度旅行命令簿（様式第1号）に記入することとし、職員に周知を図り対応しました。	議会事務局
			なお、このような事態が生じるのは、条例施行規則で定められている旅行命令簿（様式第1号）が作成されていないために旅費の支給されないものは必要ないと誤解しているからと思われる。これは全庁的な問題であるので、旅費の主管部署においては、「国家公務員等の旅費に関する法律」などを参考に旅行命令簿の様式を一度検討されたい。			秘書広報課
定期監査 H24. 11. 21	税務課	結果	（2）滞納処分の執行停止について 滞納整理カードや瑞穂市市税不納欠損処分取扱規程第5条の証明書等滞納処分に関する書類は、滞納者別にまとめて一緒に保管すべきである。	措置済	滞納者の各種情報については、滞納整理支援システムを活用しながら、入手した書類については、滞納者別に個人フォルダーに一括保管します。	税務課
定期監査 H25. 1. 31	穂積保育所 幼児支援課 教育総務課	意見	（1）保育料の収入未済について 保育所への児童の送迎は保護者が行っていることから、保護者と接する機会のある保育所職員（所長、保育士）にも協力を求め、送迎の機会を活用して収入確保の努力をお願いしたい。卒園した者については教育委員会の方で努力をされたい。	措置済	幼児支援課の指示を受け、未納通知書の送付、児童手当からの保育料徴収の申出書の提出、又は保育料の納付を依頼しました。	穂積保育所
			措置済	各保育所へ未納通知書及び児童手当からの保育料徴収の申出書の送付を指示し、卒園した者については、未納通知書及び児童手当からの保育料徴収の申出書を郵送し、申出徴収を実施しました。	幼児支援課	
定期監査 H25. 2. 19	牛牧小学校 学校教育課 教育総務課	結果	（2）瑞穂市立小中学校管理規則第33条の会計監査について 学習費や積立金といった学校徴収金の会計事務は監査しているが、一般会計の執行については監査を行っていない。学校における一般会計の会計事務は県費負担の事務職員が行なっているので、事務処理の周知徹底を図っているとはいえ、適正な執行を監査するべきである。	改善進行中	現在、支出伝票等会計事務については、その都度、点検をおこなっているが平成26年度より、学校における諸帳簿検査の際に監査を行うように検討します。	学校教育課

監査名等	区分	結果又は意見の内容	平成26年2月時点		回答担当課
			進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
行政監査 (文具用品の 購入等につ いて) H24. 9. 27～ H25. 2. 12	意見	(1) 文具用品について 同じ物品でも文具用品で購入されている場合と各種消耗 器材として購入されている場合があるため、説明レベルで の予算が必要なのか検討されたい。	措置済	平成26年度当初予算より「文具 用品」「OA用品」「消耗器材」を 一本化させることとしました。	企画財政課
		説明レベルでの予算が必要とした場合、他の自治体にお いては物品規則を定めて品目を定めているところもあるの で、文具用品をできる限り明確にして周知徹底を図り、費 用対効果を検証できるようにされたい。	不(未)措置	費用対効果からその時々で発注 購入を適正な価格で購入してい きます(例えば、名簿登録業者から インターネット購入)。	管財情報課
	意見	(2) 共通文具について 共通文具のリストを作成して情報共有を図り、各部署で 購入しないようにするとともに、使用数量を把握して計画 的かつ効率的な購入に努められたい。そして、在庫管理と 予算管理の一本化を含め、共通文具の今後のあり方を検討 されたい。	措置済	会計課と連携して、比較的購入 実績のある文具から在庫管理し、 全体文具の予算管理をしていき ます。	管財情報課
	意見	(3) 単価契約文具用品について 市役所文書管理用品については、在庫管理ができていな い。単価は安くても必要数量の把握が不十分なので、経費 節約になっていない。ファイリングシステムそのものを見 直して無駄がないか検討すると共に、全庁的に文書管理の 指導を徹底されたい。	措置済	在庫管理については実施中で す。 年間必要数を把握し一括発注を 行い経費削減を図りました。 また、リサイクルできるものは 再利用の徹底を図りました。	総務課
	意見	(4) 購入単価について 同じ文具用品を同じ業者から購入したのに、①購入部署 によって単価が異なる場合、②購入した月によって単価が 異なる場合、③購入した部署によって消費税(内税・外 税)が異なる場合が見受けられた。納品について確認を行 うのと同様に請求の内訳についても詳細に確認をする体制 にされたい。	措置済	今回の指摘された業者に、外税 と内税については請求書を分けて いただくよう指示しました。	学校教育課
意見	(5) 消耗品出納簿について 瑞穂市会計規則第84条の規定によれば、消耗品出納簿を 備えることとされているが、多くの部署は例外規定により 備え付けていない。しかし、年間使用数量を把握すること は次年度予算への反映はもとより、計画的かつ効率的な購 入につながるかと考えるので、出納簿を備え付ける検討を されたい。	措置済	会計課と連携して、比較的購入 実績のある文具から在庫管理・予 算管理し管理簿を備えます。	管財情報課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成26年2月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H23. 9. 26	会計課	結果	② 現金取扱い者について 現金取扱い者について、「瑞穂市会計職員に関する規則」によれば、会計職員として会計員、出納員、現金収納員が定められている。現状、窓口での現金収受は、補助職員が行っており好ましくない。他にも同様な事務を行っている部署、もしくは職員が行っている部署があるが、いずれも規則に定められている会計職員とは判断できず、規則違反と言わざるを得ない。早急に規則を改正して会計職員を明確にして取扱わせるべきである。	措置済	② 補助職員は、職員の補助的な仕事に従事するものと考え、窓口収納は職員で行うよう改善しました。しかし、職員が少人数であり、業務の繁忙時に補助職員が行わざるを得ないときもあるため、規則改正を行い権限を明確にするようにしました。	会計課
定期監査 H23. 10. 6	市民窓口課	意見	④ 職員及び補助職員が窓口収納現金を取扱っているが、瑞穂市会計規則に定める会計職員とは判断できず、規則違反と言わざるを得ない。現在、会計課に指摘してあるので、その結果を受けて適切に対処願いたい。	措置済	④ 会計課による「瑞穂市会計職員に関する規則」の改正により権限を明確にされたので、規則のとおり対処しました。	市民窓口課
定期監査 H23. 11. 1	牛牧第2保育所	意見	④ 保育所について 増築に伴い、増築部分に新たに玄関が設けられたことにより出来た既設部分の玄関前スペースがもっと有効活用できるものとする。現在、借地している駐車場も手狭という現状を踏まえ早急に検討いただきたい。	改善進行中	④ 既設の玄関前スペースは職員の駐車場（9台）として活用しています。また新たな無償借地（30台）契約を進めています。	教育総務課
定期監査 H23. 12. 20	学校教育課 教育総務課 穂積北中学校	意見	⑦ 図書について 学校図書（複数冊）を入札にて購入した場合、教育委員会の備品管理は図書一式で合計金額となっている。一方、学校側は、1冊ずつ台帳を作成しているが、価格は把握されていない。現在の管理方法では、処分（廃棄）の際に支障が生じると考えるので、他の学校も含め早急に対応願いたい。	措置済	⑦ 本年度統一してすべての学校に図書館システム（価格等管理ができる）を導入し、現在既存の図書データを登録しています。今後、市では図書一式で購入しますが、図書館システムにより管理します。	教育総務課
定期監査 H24. 1. 13	学校教育課 教育総務課 巢南中学校	結果	⑦ 寄付について 寄付されたものの管理について確認したところ、台帳の整備が定かでなかった。資産の管理上必要なので、他の学校も含め早急に確認して整備しておくべきである。	改善進行中	⑦ 平成25年度中に 寄付採納台帳の整備を行います。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成26年2月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
随時監査 (借上料) H23. 9. 16～ H24. 2. 8	(市役所駐車場)	意見	① 自家用車で通勤している職員等からは要綱に基づき使用料を徴収している。出先機関で駐車場を借地しているところもあるので、要綱を改正して自家用車で通勤している職員等からの徴収を検討されたい。	措置済	① 庁内会議に諮り進めています。 ふれあい公社の職員(常勤)は、駐車場使用については前向きに検討しています。シルバー職員は、現時点では、使用料は徴収しません。時間給制で月により勤務時間、日数が様々であるため、市職員との扱いは異なると考えます。	管財情報課
	(揚水機)	意見	① 市内揚水機場37箇所のうち6箇所が借地となっている。次回契約更新時に向けて用地取得を検討することであるが、揚水機そのものの必要性も考慮したうえで検討されたい。	措置済	① 借地している面積は、1箇所当たり約5～12㎡と小さく、その土地を取得する際にはその土地の一部を分筆する必要があるため、その事も含めて土地所有者と用地取得について交渉しましたが、賃貸借のままとの結論に至りました。	都市管理課
	(牛牧北部防災コミュニティセンター)	意見	① 敷地面積3,672.42㎡の内972.00㎡が借地となっている。借地部分は倉庫棟の底地となっているので、取得を前向きに検討されたい。	措置済	① 土地所有者に売却の意向を確認しましたがその希望は無く、引続き賃貸借契約します。	総務課
	(牛牧小学校駐車場)	意見	① 付近にある、牛牧南部コミュニティセンターの駐車場を兼用して活用するか、普通財産の未利用地もあるので、それを整備して活用することで返還できないか検討されたい。	改善進行中	① 未利用地について、駐車場としては子どもたちの通学路としての導線を考えると危険性があるため教育畑として活用を計画しています。また、南部コミセンの職員の定時の駐車場としての兼用は、利便性を考え困難とし、現在の貸借契約を継続します。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成26年2月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
随時監査 (借上料) H23. 9. 16～ H24. 2. 8	(総合(大月)グラウンド)	意見	② この土地については、平成22年度の包括外部監査で指摘されているところである。現在まで未利用のままとなっており、平成23年度は800万円以上の借地料を支払っている。生津ふれあい広場の整備後に整備する計画となっており、平成24年度に生津ふれあい広場の整備工事が予定されているので、早急に関係機関と協議して方針を決定をするべきである。	改善進行中	② 地権者説明会を開き意向確認を行いました。19筆(20,038㎡)の内11筆(10,652㎡)の同意を頂き鑑定士による鑑定結果に基づき購入いたしました。今後も事業地の整備を進めながら借地の購入も進めていきます。	生涯学習課
	(大月浄水公園)	意見	① 公園の敷地でこの土地だけが借地となっているので、購入の交渉を努力いただくか、現在の利用状況から返還も検討願いたい。	改善進行中	① 地権者説明会を開き意向確認を行いました。19筆(20,038㎡)の内11筆(10,652㎡)の同意を頂き鑑定士による鑑定結果に基づき購入いたしました。今後も事業地の整備を進めながら借地の購入も進めていきます。	生涯学習課
	(犀川グラウンド)	意見	① 平成23年度より無償で借りているが、維持管理や事故の際の賠償責任などを考えて、借地の必要性を検討いただきたい。	措置済	① 使用状況等から市の意向を説明し、所有者と協議を行い、平成26年度の契約更新を行わない事で合意しました。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成26年2月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H23. 3. 4	下水道課	意見	② 使用料については、上水道ゲーター等による算定であり、システムの共同仕様（ASP化）を平成24年度に実施予定とのことから、上水道と同一化できる事務、システムを検討していただき、徴収事務の効率化の向上をお願いしたい。	不(未)措置	② 上下水道料金等の納付書の同一化の利点として、上下水道使用者のうち下水道等使用料のみの滞納の可能性が軽減されることや納付制の方の利便性の向上、市の経費削減などが考えられます。しかしながら、次のような理由により、上下水道料金等の納付書の同一化は当分の間見送ることとします。 （1）現在、水道使用者のうち下水道等使用料のみの滞納者は、強制徴収などの効果もあり、ほとんどない。 （2）下水道等が普及している地域は市内全域の2割以下で、同一化することにより下水道等が無い地域の方々の納付書にも下水道等があるかのような記載になり誤解を招く可能性がある。 （3）下水道等使用者のうち8割以上が口座制で納付書にて納付しているものの割合は少なく、システム改修の費用に対して経費削減効果はかなり低い。 【今後の方針】 市では、下水道等未普及地域の下水道整備を予定しており、新たな区域（瑞穂処理区）の供用開始にあわせ上下水道料金等の納付書の同一化を再度進めていくこととします。	下水道課
随時監査 （委託費） H22. 6. 18～ H23. 2. 7	（景観計画策定基礎調査業務）	結果	① 当委託を踏まえたうえで、平成22年度「策定業務委託」が予算計上されているが、公園計画優先のため保留になっている。基礎調査結果の有効活用を図るためにも景観計画策定のスケジュールを早急に立てて実行するべきである。	改善進行中	① 平成26年度において公園整備計画が概ね完了し、また、旧巢南地区（西・中地区）を準都市計画区域に設定するため、市のまちづくりの方向性が明確になります。これにより平成27年度より予備調査等を実施し景観計画策定を進めます。	都市開発課
	財産管理費 （庁舎清掃）	意見	① 施設によっては日常清掃を（財）瑞穂市施設管理公社に委託しているので、一度比較検討願いたい。	措置済	① 適正規模の仕様で、原則、入札を実施しました。また、（財）瑞穂市施設管理公社は清算することとなりました。	管財情報課